

<記入例>

第2号様式（第12条関係）

日付は記入不要。

令和 年 月 日

信用保証料補助金交付申請書兼請求書

世田谷区長 あて

代表者の印鑑を押印
(シャチハタ印は不可)

後日、交付決定通知書を送付する宛先となります。(事業所・自宅どちらでも可。)また、電話番号は代表者の方と連絡が取れる電話番号を記載してください。

申請者(借受人)

郵便番号 154-0004
住所 世田谷区太子堂2-16-7
名称 株式会社 世田谷太子堂
代表者氏名 世田谷 太郎
電話番号 03-3411-6652

印

下記の融資が、東京信用保証協会等の保証付きにより、融資が決定され、当該信用保証料を別紙のとおり支払いしましたので、下記のとおり信用保証料補助金の交付を申請し、請求します。

なお、繰上償還等により東京信用保証協会等から信用保証料の返戻を受けた場合、世田谷区が東京信用保証協会等へ借受に関する情報を照会することに同意します。

融資あっせん申込書(②申込者控)の「あっせん番号」を記載。

記

返済計画書などを参照して記載。
(返済回数には、据置期間分は含まれません。)

融資制度名	世田谷区 情勢対応緊急資金融資						
あっせん番号	8世商融第 〇〇〇 号						
借受け金額	6,000,000 円						
借受け期間	融資実行日 令和 8 年 9 月 1 日			据置 6 ヶ月			
	融資完了予定日 令和 13 年 8 月 31 日			返済回数 54 回			
取扱金融機関	該当に○をつける						
店舗名	世田谷 銀行 信用金庫 信用組合 農協 世田谷 支店						
信用保証料(A)	「信用保証料決定のおしらせ」などの保証料総額を記載 167,790 円 (既に支払った信用保証料)						
交付申請額及び請求金額 (A2分の1) (1,000円未満を切捨)	百	十	万	千	百	十	円
		¥	8	3	0	0	0

注意事項

- 交付申請額及び請求金額に「¥」を付けて、信用保証料(A)の2分の1の1,000円未満を切捨した金額を記載
- 融資実行日から3箇月以内が受けられなくなります。
- 繰上償還等により東京信用保証協会から信用保証料の返戻を受けた場合は、返戻額に相当する額を世田谷区へ返還していただきます。